

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の額 (注2)	署名日 (署名地 (加印)) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
コートジボワール	日本・コートジボワール友好交差点改善計画を実施する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の交換公文	日本・コートジボワール友好交差点改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	5,038,000千円 H32.12.31まで	H27.6.25 アビジヤンで (同日)	日本側 川村裕在 ボワール大使 コートジボワール側 シヤルル・コフイ・デイビ外務大臣	H27.7.13 240号
コートジボワール	コートジボワールラジオ・テレビ局番組ソフト及び番組整備計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の交換公文	コートジボワールラジオ・テレビ局番組ソフト及び番組整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	51,800千円 H31.2.28まで	H27.12.21 アビジヤンで (同日)	日本側 川村裕在 ボワール大使 コートジボワール側 シヤルル・コフイ・デイビ外務大臣	H28.1.5 2号
コートジボワール	アビジヤン海洋科学技術学校機械整備計画のための贈与に関する日本国政府とコートジボワール共和国政府との間の交換公文	アビジヤン海洋科学技術学校機械整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	650,000千円 *****	H27.12.21 アビジヤンで (同日)	日本側 川村裕在 ボワール大使 コートジボワール側 シヤルル・コフイ・デイビ外務大臣	H28.1.5 3号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇△△□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。